

デジタル原則に照らした 規制の一括見直しの進捗と 取組の加速化について

2022/10/27

第5回デジタル臨時行政調査会

河野 太郎

デジタル臨調における取組の加速化について

① 「2年間」を目途とした見直し

- アナログ的規制の点検・見直しについては、2025年6月までの3年間から2024年6月までの2年間を目途として、**前倒しして実施**

② 「2+1」の取組

- 特に重要な規制等を**大臣レベル**（デジタル大臣、規制改革担当大臣及び規制所管大臣）で**見直しの在り方等を議論**。
- 本年10月11日に加藤厚生労働大臣をお招きし、第1回「2+1」を以下のテーマで開催し、方針を決定。
 - ・ 労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐規制
 - ・ ハローワークにおける失業認定のオンライン化



③ 臨時国会提出法案に係るデジタル原則適合性確認作業

- 今般の**臨時国会に提出予定の法案**を対象に、**試行的にデジタル原則への適合性確認を実施**。
デジタル原則への適合性が確保されるよう、下位法令での措置の要請などで対応。
 - ・ 7項目の代表的なアナログ的規制に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定
 - ・ フロッピーディスク（FD）等の記録媒体を指定する規定

- **政府の企画・提供する給付金やクーポンなどの様々なサービスの多くが、紙を介在したプロセスを前提として設計される傾向**にある。
- 利用者利便の向上とコスト低減のため、こうした**サービス面でもデジタル完結を進める**ことが不可欠。

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ的規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」 に関する法令約9000条項について方針確定

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| ・ 目視……………2853条項の方針確定 | ・ 実地監査…………… 74条項の方針確定 |
| ・ 定期検査・点検…1036条項の方針確定 | ・ 常駐・専任…………… 1058条項の方針確定 |
| ・ 対面講習…………… 217条項の方針確定 | ・ 書面掲示…………… 768条項の方針確定 |
| ・ 往訪閲覧・縦覧…1421条項の方針確定 | ・ F D等記録媒体… 1602条項の方針確定 ^{※1} |
- ⇒ 合計…………… 9029条項 (9029/9125条項 = 約99%^{※2}) の方針確定

※1 F D等に係る政省令については、今後所管省庁との調整開始予定であるが、法律の規定に関する調整状況を踏まえればその多くについて合意ができる見込み

※2 詳細は、目視 (2853/2933条項)、実地監査 (74/74)、定期検査・点検 (1036/1036)、常駐・専任 (1058/1062)、対面講習 (217/217)、書面掲示 (768/770)、往訪閲覧・縦覧 (1421/1431)、FD等記録媒体 (1602/1602)

➡ 年末に2年間で見直す工程表を策定・公表

- 第4回デジタル臨調 (6月3日) の段階では、その時点で「7項目のアナログ的規制[※]」に該当するとされた約5000条項中、約4000条項について方針確定。今回、当該5000条項はもとより、各府省が追加で提出等した約2000条項についても、その大半について方針確定しており、FD等の記録媒体に係る見直しと合わせると、上記の状況になる。
※ アナログ的規制：目視規制等に関する法令等の規定等のうち「構造改革のためのデジタル原則」に適合していないもの (以下「アナログ規制」という。)
- 7項目のアナログ規制に該当する通知・通達等について、事務局と各府省において洗い出しを実施し、合計約3000条項 (2022年10月27日時点。各府省との調整により増減の可能性あり)。
- 早期に見直しが可能な通知・通達等については、本年中に見直しを実施。その他の通達については、来春を目途に見直し方針を確定させた上で、速やかに見直しを実施。
- 残りの1%分の条項は、立入検査の一連の業務のうちデジタル化する項目について各府省から断続的に追加があるもの、常駐・専任について技術の進化と業務実態を踏まえて最終的な調整を行っているもの、書面掲示、往訪閲覧・縦覧等でプライバシー (個人の住所や略歴の取扱い) の配慮が必要なもの等であり、年末までには方針確定見込み。

7項目のアナログ規制に関する点検・見直しの具体例

1. 目視、実地監査

⇒ 現場へのテクノロジーの導入が認められず、人が現場まで行って確認が求められていたが、見直しにより、遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上

例：河川・ダム、都市公園等の巡視・点検（河川法、都市公園法）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進め、インフラ管理の効率化・高度化と安全性の向上を図る。

例：罹災証明書の交付に係る被害状況調査（災害対策基本法）

【見直し前（PHASE 2）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

民間事業者との連携やAI等の解析・評価技術の活用等により、判断の精緻化、自動化・無人化が可能か否かを集中改革期間内に検討し、被害認定調査の迅速化を目指す。

3. 常駐・専任

⇒ ・常駐 特定の場所への出勤が義務付けられ、実質的にテレワークが禁止されていたのが、見直しによりテレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
・専任 一人の人材が複数の事業所を兼任することができず、人手不足が進む分野においても、専門的人材を数多く配置しなくてはならなかったのが、見直しにより、複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献

例：介護サービス事業所等における管理者・専門職等の常駐

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

【見直し前（Phase 1）】⇒【見直し後（Phase 2）】

- ・ 利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な検討・対応を実施。
- ・ 利用者のサービスに直接関わる業務については、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会の意見を聴きつつ検討。

例：労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐（労働安全衛生法等）

【見直し前（Phase 1）】⇒【見直し後（Phase 2）】

作業主任者の職務を技術により代替できる場合には、技術で作業主任者の常駐規制を代替することも可能とする方向で見直しを検討。

2. 定期検査・点検

⇒ 一定期間ごとに人手をかけた点検が一律に求められていたが、見直しにより、常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上

例：建築物の空気環境に係る定期測定・点検

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 2）】

IoTを活用した自動測定技術の調査、自動測定と既存方法による測定の比較検証等を行うとともに、デジタル技術の活用方法や留意点等を検討する。これにより、デジタル技術を活用した測定・点検作業の効率化や、公衆衛生の向上を目指す。

例：消火器具、自動火災報知設備等の定期点検（消防法等）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 2）】

自動火災報知設備の検知部などを定期的に自動チェックして通知する機能や常時監視機能等の新技術の活用等により、消防用設備等の機能の高度化を進め、防火安全性を確保しつつ、点検作業の効率化と点検費用の削減を図る。

4. 対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧

⇒ ・対面講習 遠方に居住する場合であっても講習会場への来訪が求められていたが、見直しにより、どこでも受講できるようになることで、利便性が向上
・書面掲示／往訪閲覧・縦覧 遠方に居住する場合や日中に時間が取れない場合であっても、開庁時間内に官公署等への来訪が求められていたが、見直しにより、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようになり、利便性が向上

例：安全運転管理者等に対する講習（道路交通法）

【見直し前（PHASE 2）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

講習の申込・手数料納入から受講、受講証明書発行までをデジタル完結

例：ダム放流による増水に関する情報の掲示（河川法施行令）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

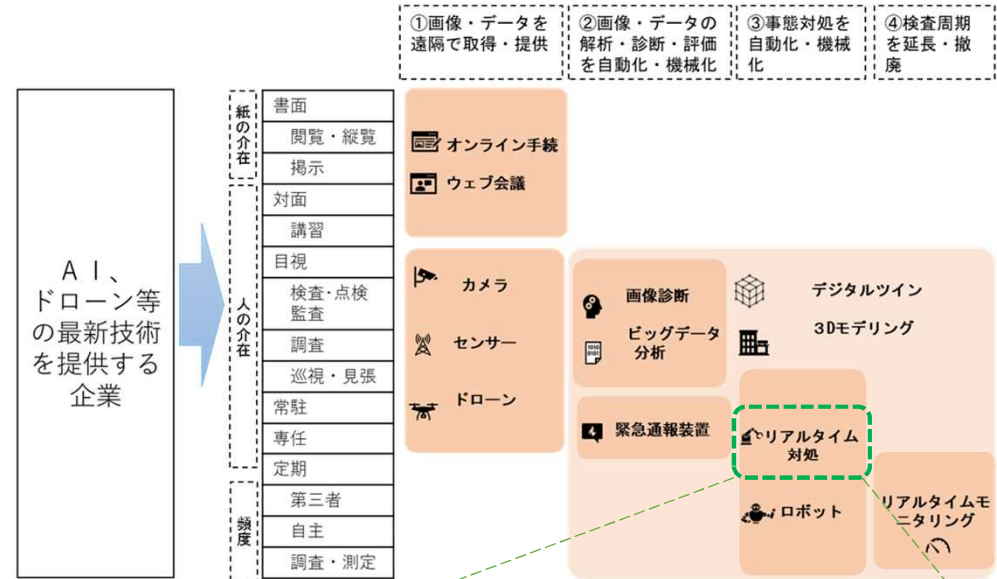
立札による掲示に加え、インターネットへの情報の掲載も実施することにより、増水により危険が生じうることを住民等がいつでもどこでも確認することが可能に。

テクノロジーマップ・技術カタログの整備について

1. テクノロジーマップと技術カタログの整備に向けた体制整備

- 先行7項目の規制と規制の見直しに活用可能なデジタル技術との対応関係を整理し、マッピングすることで視覚的に表現
- デジタル技術の内容やどの企業等が当該技術を保有しているか等、導入に向けた必要情報を把握するため、今後、個々のテクノロジーに係る「デジタル技術カタログ」を作成
- デジタル臨時行政調査会作業部会の下、横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性・実効性等の確認のための技術検証の実施方針やデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行う「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」を設置

テクノロジーマップの例



デジタル技術カタログの例

企業等名	技術名	技術概要	活用例	企業等概要
〇〇株式会社	▲▲システム	◆◆による遠隔操作でリアルタイムに対象物を取り除くことができる。	△△産業における●●に関する業務	連絡先: XX-XXX-XXXX

2. 技術カタログの先行整備（第一弾）

～「講習や試験のデジタル化」に必要な技術から技術カタログの整備を開始～

- ・ 対面講習規定の217条項について、規制所管省庁との調整を通じて、離席検知、なりすまし検知、カンニング検知等の不正受験対策が課題として明らかとなった。
- ・ あらゆる企業から製品やサービスの積極的な提案を求め、取りまとめの上、試行版として公表予定。

公募スケジュール 9/30（金）公募開始、10/21（金）締切

募集・公表方法 デジタル庁HPからフォームで応募を受け付け、デジタル庁HPでカタログ公表

地方公共団体における取組の支援

今後の取組支援の方向性

地方公共団体の手続や住民サービスのデジタル化を推進し、事務の効率化・合理化と国民の利便性の向上を実現するため、次の3つの施策を柱として、総合的に地方公共団体の取組を支援（2022年末までに施策を具体化、2023年以降本格実施）

1

国

法令等のアナログ規制の見直し

- ▶ 地方公共団体において、デジタルを活用し事務の合理化等を進める上で支障となっている国の規制（法令等）について、点検・見直し
- ▶ 条例のうち、単独で見直せるものは実は1割未満で、**9割以上は国の規制の見直しが必要** [高島構成員 デジ臨御発言]

【例】 転居手続における住所変更の簡素化・効率化（ワンスオンリー）

[高島構成員 デジ臨御提案事項]

- ・ 同一自治体内の転居の場合でも、法令上、個別に手続が求められる各種住民サービス（※）の住所変更に関し、関係府省庁と見直し策を検討

※ 児童扶養手当、障害児福祉手当等の13手続（福岡市調べ）
： 法令上、各サービスごとに住所変更届の提出をすることとされており、転居届（住基法）とは別に、届出が必要

2

地方公共団体

条例等のアナログ規制の見直し支援

- ▶ 地方公共団体が独自に定める条例等について、デジタル原則に照らした自主的な見直しの取組を支援

具体的には…

- ・ 地方公共団体への助言
- ・ 優良事例の調査
- ・ 見直しの考え方や手順案の周知等

11月より支援を実施

3

住民・事業者等

ニーズを踏まえたUI・UXの改善

- ▶ 地方公共団体の事務に関する住民や事業者等の要望を踏まえ、国と地方公共団体が連携して見直しを実施

【例】 ローカルルールの見直し

（書類の様式の統一等）
[綱川構成員 デジ臨御発言 等]

- ・ 事業者が地方公共団体に対して行う手続において、団体ごとに異なる様々な書式・様式の指定が事業者の負担に。

Ex. 保育の必要性認定における就労証明書

- ✓ 標準様式への統一を促進
※ 2021年に標準様式（改訂版）を作成・周知
- ✓ 事業者から地方公共団体に直接提出することが可能となるシステム整備の検討



「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を作成・公表 （次頁参照）

- ・ デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- ・ 先進的な取組事例の紹介
- ・ 国の法令等の点検・見直しの概要

【今後の予定】

10月末 地方六団体に意見照会
11月 公表・全国説明会（オンライン）

全国の地方公共団体に、アナログ規制の一括見直しのための体制づくりを呼びかけ

※ マニュアルは、国の法令等の見直しの進捗を踏まえ、今後もアップデート予定 5

(参考) 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】(案)の方向性

本マニュアルの趣旨

- ・ 国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるようにするため、暮らしに関連する行政サービスを担う地方公共団体による規制の見直しが重要と考えられる。
- ・ デジタル臨調における国の法令等の見直しの考え方や先行団体の取組を紹介するとともに、地方公共団体が条例等の見直しに取り組むための推進体制や作業手順の案をマニュアルとして取りまとめる。

デジタル臨時行政調査会における取組の概要

- ・ 内閣総理大臣の下に関係省庁及び専門家を結集し、国の法令等の点検・見直しの基準や対象範囲(※)等の考え方を決定
 - ※ アナログ規制7項目(目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪問覧・縦覧)のほか、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定等
- ・ 事務局(デジタル庁)と各規制所管府省が連携して、各規制の見直し方針について「規制の一括見直しプラン」を策定
- ・ 具体的な見直しの内容、スケジュール等について、2022年末までに「見直し工程表」を公表

地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し

規制の点検・見直しの手順案イメージ

Step 1

組織の意思統一・推進体制の構築

- ・ 規制の点検・見直しの推進には、庁内の前向きな機運の醸成が重要。
→ 規制所管部門等の調整を行う推進部門の設置等、庁内の協力体制の構築方針を記載予定

Step 2

方針の決定

- ・ 目的や推進体制、スケジュール等をまとめた規制の点検・見直し方針の策定について記載予定

Step 3

規制の洗い出し
類型・フェーズの当てはめ

- ・ 推進部門による規制の洗い出しのための照会様式の作成方法を記載予定

Step 4

規制の見直しの検討

- ・ 推進部門は、規制所管部門の回答を「適合性点検対象リスト」として取りまとめ、一覧化
→ 各規制の見直しの方向性(見直し後フェーズ)や見直し方法等の検討プロセスを記載予定

Step 5

規制の見直し

- ・ 規制所管部門は、要見直しの規制について、条例等の改正、運用等の必要な見直しを行う旨を記載予定
→ 必要な技術の選定には「テクノロジーマップ」(※)の活用を推奨する旨を記載予定

【参考】見直しの先行事例

- ドローンの活用により、森林整備事業における目視検査を代替できるように訓令を改正して措置(A町)
- オンライン会議システムの活用により、介護相談員による介護施設等への訪問をオンラインで実施できるよう、訓令を改正して措置(B町)

※ テクノロジーマップ(イメージ)

規制類型	データ取得	データ解析
目視		
調査	・カメラ	・画像診断
巡視・見張	・センサー	・ビッグデータ分析

類似の趣旨・目的の規制をまとめた類型とデジタル技術の対応関係を整理し、一般に公表

今後の重点的な取組について

1. アナログ規制の一括的見直しの加速化

- ・ 9000条項について、年末に、今後2年間での見直しの工程表を確定させる。
- ・ その際、一括的な法改正のあり方も具体化する。

2. テクノロジーマップ・技術カタログの整備

- ・ 第一弾の講習・試験に係る公募内容を取りまとめた上で、他分野に取組を展開。横断的なデジタル技術等の検証に必要な支援も具体化。

3. 新規立法への対応

- ・ 法案のデジタル原則適合性の確認については、次期通常国会の法案についても各府省の協力の下、デジタル法制審査チームによる取組を実施。指針をさらに具体化。

4. 地方公共団体における取組の支援の具体化

- ・ 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（第1.0版）を11月に公表。先進的な取組を後押し。

（例）ローカルルールの見直し（保育の必要性認定を受けるための就労証明書の様式統一や手続のデジタル完結）

5. 国・地方の手続き等のデジタル完結に向けた取組の加速化

- ・ 国民や事業者から見て特に必要性が高い分野を中心に、規制とシステム両面からの取組を推進。

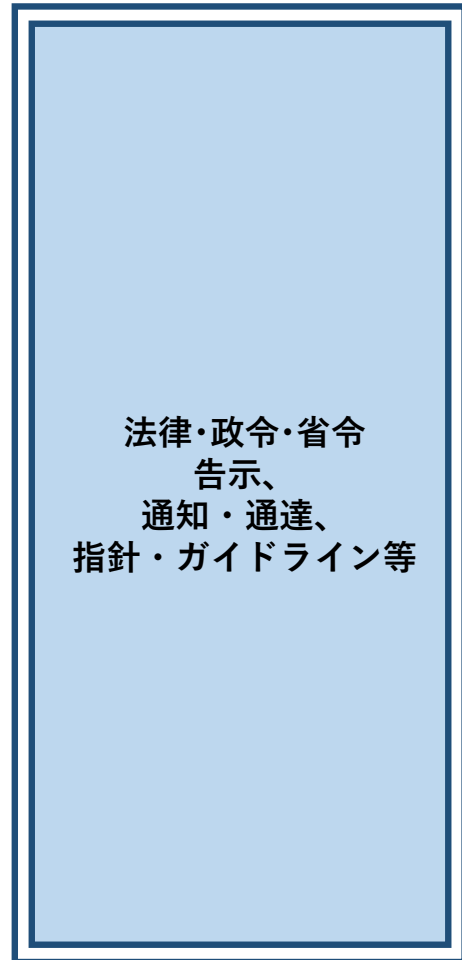
(参考)

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

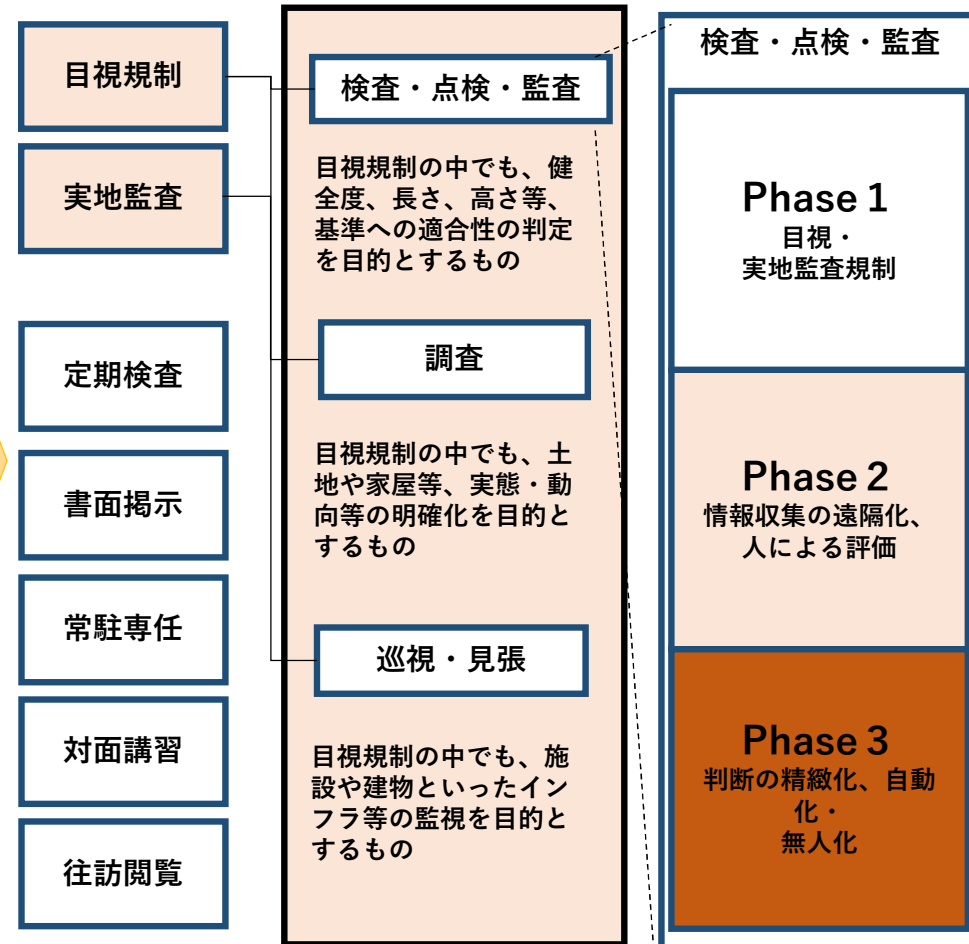
○ 構造改革のためのデジタル原則

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)
原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方 (目視規制・実地監査の例)



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

目視、実地監査の見直し状況①

3007条項中、2927条項について見直し方針が確定

⇒ 現場へのテクノロジーの導入が認められず、人が現場まで行って確認が求められていたが、見直しにより、遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上

《各府省との主な見直し方針確定事項》

	目視・実地監査規制
インフラ・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、トンネル、河川、橋梁、ダム、都市公園等の目視点検 (PHASE 3) ● 建築物の中間・完了検査 (PHASE 2) ● 特定元方事業者による現場の巡視 (PHASE 2) ● 水道施設の目視点検 (PHASE 3)
電気・ガス・産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気工作物の巡視・点検、ガス・コンビナート関連設備等の完成・保安検査 (PHASE 3) ● タクシーメーター等の特定計量器の目視検査 (PHASE 3) ● 火薬庫等の完成・保安検査、発破の際の見張り (PHASE 2、3)

《具体的な検討例》

例：河川・ダム、都市公園等の巡視・点検

(河川法、都市公園法)

(参考) 河川延長123,948km (一級・二級)、都市公園等111,525箇所 (いずれも2020年)

【見直し前 (PHASE 1)】

河川・ダムや都市公園の管理者は、維持修繕のための点検を基本目視で実施しなければならない。



【見直し後 (PHASE 3)】

ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進め、インフラ管理の効率化・高度化と安全性の向上を図る。

例：特定元方事業者による作業場所の巡視 (労働安全衛生法等)

(参考) 2021年新設住宅着工戸数、床面積：856,484戸、70,666千㎡

【見直し前 (PHASE 1)】

特定元方事業者 (建設業及び造船業の元請事業者) は、当該事業者及び関係請負人の労働者が同一の場所で作業する場合に生じる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。



【見直し後 (PHASE 2)】

定点カメラやモバイルカメラを活用した遠隔監視による巡視を認めることにより、安全性を確保しつつ、人手不足の課題を抱える事業者の負担軽減等を図る。

目視、実地監査の見直し状況②

《各府省との主な見直し方針確定事項》

目視・実地監査規制	
環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物の処理状況の確認（PHASE 2）及び保管設備への搬入物の目視検査（PHASE 3）
交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車の日常点検（PHASE 3） ● 船舶が行う見張り（PHASE 3）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産の実地調査（PHASE 3） ● 罹災証明書の交付に係る被害状況調査（PHASE 3） ● 業務・会計の状況、科目の要件合致性、診療報酬の請求状況等の実地検査・調査（PHASE 2） ● 法適合性確認のための立入検査（PHASE 2） ● 原子力関連施設における見張り（PHASE 2）

《具体的な検討例》

例：罹災証明書の交付に係る被害状況調査（災害対策基本法）

（参考）熊本地震における熊本県内の罹災証明書の交付件数213,924件（2016年度）

【見直し前（PHASE 2）】

市町村は、災害が発生した場合において、被災者から申請に基づき、住家等の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付しなければならない。

調査の際は、航空写真等を活用した調査は可能になっているが、AI等の解析・評価技術の活用可否については、明確になっていない。



【見直し後（PHASE 3）】

民間事業者との連携やAI等の解析・評価技術の活用等により、判断の精緻化、自動化・無人化が可能か否かを集中改革期間内に検討する。

罹災証明書は、被災者が各種支援を受けるために必要となることから、被害認定調査の迅速化は、被災者の早期の生活再建に繋がることが期待される。

例：指定障害福祉サービス事業者等の事業所の実地指導

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

（参考）社会福祉施設数80,723件（2020年10月）

【見直し前（PHASE 1）】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、市町村等の職員に、関係者に対して質問させ、又は当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所や施設（短期入所や自立訓練のための施設等）に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができると規定されている。当該規定に基づく指導指針（通知）により、市町村等は、概ね3年に一度は、指定の権限を持つ事業所に対し、実地指導を行わなければならない。



【見直し後（PHASE 2）】

指導指針に基づく実地指導のうち、実地でなくても確認できる内容（運営体制や報酬請求の確認・指導等）については、情報セキュリティの確保を前提として、業務効率化のための選択肢の一つとしてオンライン等を活用することの可否について検討する。

定期検査・点検全体の見直し状況①

1036条項全てについて見直し方針が確定

⇒ 一定期間ごとに人手をかけた点検が一律に求められていたが、見直しにより、常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上

《各府省との主な見直し方針確定事項》

	定期検査・点検
インフラ・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾の施設の定期点検（PHASE 3） ● 劇場、病院、百貨店等の建築物及びエレベーター等の建築設備等の定期調査・検査（PHASE 2） ● 水道事業者等が行う定期の水質検査（PHASE 2） ● 簡易専用水道の定期の検査（PHASE 3） ● 下水道等の水質の定期検査（PHASE 2）
電気・ガス・産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 電力、コンビニート分野の定期検査（PHASE 3） ● 特定計量器の定期検査（PHASE 3） ● 温泉の採取場所における定期点検（PHASE 2） ● 農地の利用状況調査（PHASE 2） ● 事業所等における気温・湿度等の定期測定（PHASE 3）
衛生	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の空気環境に係る定期測定・点検（PHASE 2）

《具体的な検討例》

例：建築物の空気環境に係る定期測定・点検

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）
（参考）特定建築物施設数47,273件（2020年度）

【見直し前（PHASE 1）】

延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等）の所有者等は、次の維持管理を行わなければならない。

（1）空気環境の測定

空気調和設備を設けている場合、居室の浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度等が一定の基準に適合するよう、2月以内ごとに1回、定期的に測定しなければならない。

（2）空気調和設備の点検

空気調和設備を設けている場合は、病原体によって居室内の空気が汚染されることを防止するため、冷却塔及び冷却水、加湿装置、設備内の排水受け（ドレンパン）につき、1月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ清掃等を行わなければならない。



【見直し後（PHASE 2）】

IoTを活用した自動測定技術の調査、海外の動向・導入事例の調査、自動測定と既存方法による測定の比較検証等を行うとともに、自動測定等のデジタル技術の活用方法や留意点等を検討する。これにより、デジタル技術を活用した測定・点検作業の効率化や、公衆衛生の向上を目指す。

定期検査・点検全体の見直し状況②

《各府省との主な見直し方針確定事項》

	定期検査・点検
環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染防止のための定期測定 (PHASE 2) ● 排出水の汚染状態の測定 (PHASE 3) ● 業務用エアコン、冷蔵冷凍機器の簡易点検 (PHASE 3)
輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道の施設及び車両の定期検査 (PHASE 2)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火器具、自動火災報知設備等の定期検査 (PHASE 2) ● 業務・会計の状況等の定期検査 (PHASE 2) ● 原子力関連施設の定期検査 (PHASE 2)

《具体的な検討例》

例：大気汚染防止のための定期測定 (大気汚染防止法等)
(参考)

2020年度末のばい煙発生施設数：216,753 施設 (86,023 工場・事業場)

※ばい煙：硫黄酸化物、ばいじん、有害物質 (窒素酸化物等)

【見直し前 (PHASE 1)】

工場や事業場から排出される大気汚染物質について、汚染物質の量や濃度に関する基準 (排出基準) が設けられており、排出者はこれらを定期的に (2ヶ月以内に1回等) 測定し、記録・保存しなければならない。



【見直し後 (PHASE 2)】

常時監視機能を用いた測定対象を拡大することにより、リアルタイムで正確に汚染状況を把握することが可能となり、より高度な環境保全の取組や検査等を行う地方公共団体の業務の効率化に繋がることが期待される。

例：消火器具、自動火災報知設備等の定期点検 (消防法等)

(参考) 対象件数：消火器具設置施設数：989,626件

自動火災報知設備設置施設数：629,543件 (2021.3末)

【見直し前 (PHASE 1)】

デパート、ホテル等の所有者等は、消防設備士等が行う消火器具、自動火災報知設備等の点検を定期 (6月に1回等) に実施しなければならない。



【見直し後 (PHASE 2)】

自動火災報知設備の検知部などを定期的に自動チェックして通知する機能や常時監視機能等の新技術の活用等により、消防用設備等の機能の高度化を進め、防火安全性を確保しつつ、点検作業の効率化と点検費用の削減を図る。

常駐・専任全体の見直し状況①

1062条項中、1058条項について規制の見直し方針が確定

⇒ 常駐

特定の場所への出勤が義務付けられ、実質的にテレワークが禁止されていたのが、見直しにより、テレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大

・ 専任

一人の人材が複数の事業所を兼任することができず、人手不足が進む分野においても、専門的人材を数多く配置しなくてはならなかったのが、見直しにより、複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献

《各府省との主な見直し方針確定事項》

	常駐・専任
建築物・インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築士事務所における管理建築士の専任 (PHASE 2) ● 建設業に関する営業所における実務経験者等の専任 (PHASE 2) ● 水道事業における給水装置工事主任技術者の専任 (PHASE 3)
医療等	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院等における管理者の常駐 (PHASE 2) ● 営業所における高度管理医療機器等営業所管理者の常駐 (PHASE 2)

例：病院等における管理者の常駐 (医療法等) (参考)

病院、一般・歯科診療所数：約18万施設 (2022年7月末時点)

【見直し前 (Phase 1)】

病院等の管理者は、病院等の管理・運営のため、勤務時間中当該病院等に原則、常時滞在することが求められている。

【見直し後 (Phase 2)】

当該病院等に常時滞在することを原則としつつ、病院等の管理体制が確保されているなど、一定の要件の下では、常時滞在することを求めないことを明らかにする方向で検討。

例：高度管理医療機器等営業所管理者の常駐 (薬機法等) (参考)

販売業 (高度管理医療機器等) の許可施設数：約7.2万施設

【見直し前 (Phase 1)】

高度管理医療機器等の販売等を行う業者は、当該医療機器等の販売等を実地に管理させるため、営業所ごとに高度管理医療機器等営業所管理者を置かなければならない。

【見直し後 (Phase 2)】

販売業者等の実情に照らして、テレワークによる管理も販売業者等による選択肢の一つとすることで、生産性向上等を図ることが可能となる。

常駐・専任全体の見直し状況②

常駐・専任

福祉	● 介護サービス事業所等における管理者・専門職等の常駐 (PHASE 2)
電気・ガス・産業	● 電気事業を行う事業所における主任技術者の専任 (PHASE 2) ● 一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安統括者等の常駐 (PHASE 2) ● 鉱山における保安統括者の常駐 (PHASE 2)
輸送手段	● 鉄道事業所における乗務員指導管理者の専任 (PHASE 2) ● 貨物自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任 (PHASE 2)
労働安全衛生	● 労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐 (PHASE 2)
環境	● 大型の浄化槽における技術管理者の専任 (PHASE 3) ● 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設における技術管理者の常駐 (PHASE 2)

例：介護サービス事業所等における管理者・専門職等の常駐

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

(参考)

介護サービス事業所・施設数：約31万事業所・施設 (2020年10月1日時点)

【見直し前 (Phase 1)】 ⇒ 【見直し後 (Phase 2)】

- ・ 利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な検討・対応を実施。
- ・ 利用者のサービスに直接関わる業務については、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会の意見を聴きつつ検討。

例：労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐

(労働安全衛生法等)

(参考)

資格取得者数：約26万人 (技能講習：2019年度、免許：2021年度)

【見直し前 (Phase 1)】

事業者によって選任された作業主任者が現場の指揮等を行う際に作業場に常駐することが求められている。



【見直し後 (Phase 2)】

作業主任者の職務を技術により代替できる場合には、技術で作業主任者の常駐規制を代替することも可能とする方向で検討を進める。

例：大型の浄化槽における技術管理者の専任

(浄化槽法)

(参考)

501人槽以上の浄化槽数：約1万施設 (2020年度末時点)

【見直し前 (Phase 2)】

処理対象人員が501人槽以上の大型の浄化槽に置かなければならない技術管理者は、一定の条件の下で兼任が可能となっているものの、施設ごとの専任が原則となっている。



【見直し後 (Phase 3)】

施設ごとの専任を原則とする通知を見直すことにより、デジタル技術等を活用し、実質的に施設を常時管理し得る場合には、複数施設における技術管理者の選任を可能とする。

対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧全体の見直し状況①

- 対面講習 : 217条項全てについて見直し方針が確定
- 書面掲示 : 770条項中、768条項について見直し方針が確定
- 往訪閲覧・縦覧 : 1431条項中、1421条項について見直し方針が確定

⇒ 対面講習

遠方に居住する場合であっても講習会場への来訪が求められていたが、見直しにより、どこでも受講できるようになることで、利便性が向上

・ 書面掲示／往訪閲覧・縦覧

遠方に居住する場合や日中に時間が取れない場合であっても、開庁時間内に官公署等への来訪が求められていたが、見直しにより、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようになり、利便性が向上

《各府省との主な見直し方針確定事項》

対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧

輸送・観光

- **事業所に置かれる安全運転管理者等に対する講習 (PHASE 3)**
- 国際観光ホテルの料金等の客室への掲示 (PHASE 3)
- 旅行業者、旅行サービス手配業者の登録簿の閲覧 (PHASE 3)

建築物

- **宅地建物取引業の従業者に対する登録講習 (PHASE 2)**
- 建設業者の提出書類の閲覧 (PHASE 3)
- 建築物の防火管理者に対する講習 (PHASE 3)
- マンションの建替え事業に係る事業計画の縦覧 (PHASE 3)

○ 安全運転管理者等に対する講習 (道路交通法)

(参考) 一定台数以上の自動車を使用している事業所等に必置講習受講者数: 403,486人 (2020.3末)

【見直し前 (PHASE 2)】
オンラインでの受講、受講証明書発行は可能だが、申込・手数料納入は書面。

【見直し後 (PHASE 3)】
講習の申込・手数料納入から受講、受講証明書発行までをデジタル完結。

○ 宅地建物取引業の従業者に対する登録講習 (宅地建物取引業法)

(参考) 講習修了者は、宅地建物取引士試験において5問免除年間受講者数: 約25,000人

【見直し前 (PHASE 2)】
登録講習修了証を紙で発行し、宅建士試験受験申込時に提出。

【見直し後 (PHASE 2)】
修了証の発行プロセスについて電子化や廃止も含めて見直しを行うとともに、修了試験を除く講習の一連のプロセスをデジタル化。

対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧全体の見直し状況②

《各府省との主な見直し方針確定事項》

対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧

- インフラ
- ダム放流による増水に関する情報の掲示 (PHASE3)
 - 都市計画制度における開発許可に関する情報の閲覧 (PHASE3)
 - 自動車専用道路の指定等に係る図面の縦覧 (PHASE 3)

- 電気・ガス
- 電気工事を行う者に対する定期講習 (PHASE 3)
 - 液化石油ガス販売事業者の標識の掲示 (PHASE 3)
 - 高圧ガスを扱う施設の災害防止に関する講習 (PHASE 3)

- 医療・福祉
- 児童福祉司に対する講習 (PHASE 3)
 - 介護サービスにおける申込者のサービス選択に資する重要事項の掲示 (PHASE 3)
 - 高度管理医療機器等の営業所管理者に対する講習 (PHASE 3)

- その他
- 警察等に届けられた拾得物 (落とし物) の一覧簿の閲覧 (PHASE3)
 - 特定継続的役務提供 (エステ、語学教室等) に係る前払取引を行う事業者の財務書類等の閲覧 (PHASE 3)
 - 食品衛生責任者に対する講習 (PHASE 3)

○ ダム放流による増水に関する情報の掲示 (河川法施行令)

(参考) 国土交通省所管の管理ダム数 571基 (2022年3月末)

【見直し前 (PHASE 1)】

大雨による洪水の防止等を目的としてダムの放流を実施する際、増水による危害が生じないように、ダムの位置、放流の際のサイレン・警鐘の方法を立札により掲示し、一般に注意を喚起。



【見直し後 (PHASE 3)】

立札による掲示に加え、インターネットへの情報の掲載も実施することにより、増水により危険が生じ得ることを住民等がいつでもどこでも確認することが可能に。

○ 都市計画制度における開発許可に関する情報の閲覧 (都市計画法)

(参考) 開発許可件数：19,094件 (2020年度)

【見直し前 (PHASE 2)】

都道府県知事等が、建築物の建築等を目的として行う開発行為の許可をしたときは、開発許可の内容を記載した「開発登録簿」を作成し、公衆の閲覧に供するため閲覧所を設けており、閲覧の際、多くの都道府県等では閲覧所に赴くことを求めている。



【見直し後 (PHASE 3)】

国民が時間や場所を問わず情報にアクセス可能とするなど利便性の向上を図るため、「開発登録簿」がインターネット上でも閲覧可能とする状態を目指す。

○ 警察等に届けられた拾得物 (落とし物) の一覧簿の閲覧 (遺失物法)

(参考) 拾得物 約2,288万点、遺失届 約357万件 (2021年)

【見直し前 (PHASE 2)】

都道府県警察ごとに遺失物関係システムを整備しているため、遺失者は都道府県をまたいだ物件検索ができない。遺失届は、警察署等へ来訪して自書することが原則。



【見直し後 (PHASE 3)】

全国統一のシステムにより、遺失者が都道府県をまたいだ物件検索や、遺失届のインターネットでの提出が可能になり、国民の利便性向上、警察の業務負担やコスト削減に繋がる。

7項目以外の経済界要望の対応状況

○ フロッピーディスク（FD）等の記録媒体を指定する規制の見直し

【課題】

- ・ 法令の規定の中でFD等の記録媒体の利用が規定されることで、他の（新たな）記録媒体やクラウド等の利用が進みにくい状況になっていることから、技術中立性の確保等が必要。

【今後の対応等】

- ・ **法律165条項**について、現在、先行して点検・見直しを実施。
（原則全ての規定について、オンライン手続やクラウド利用等が可能な旨を明確に示し、先端的技術活用の妨げとなる状況を一掃する方向。）
- ・ **政令・省令を含む1602条項**について、年内に、各府省の見直し方針を取りまとめ、公表予定。
- ・ 上記の見直し方針を踏まえ、2023年中に、各府省において必要な法令改正等を実施。

○ その他の要望への対応状況（例）

（デジタル化による事務効率化）

納税者の利便性向上や、金融機関窓口・地方団体における地方税徴収の事務負担軽減を企図して、2023年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、2024年度から原則当該QRコードを印字することを検討している。

（民官手続における申請手続きのデジタル化）

保険募集人の登録手続時の添付書類については、住民票の抄本の代替書類を含め電子媒体での提出を可とするなどの取扱いを実現。あわせて、登録免許税・手数料の納付も電子化対応を進め、登録手続の完全デジタル化を予定。

（民民手続きにおける申請手続きのデジタル化）

日本クレジット協会は、クレジット取引における支払停止の抗弁の申出手続でデジタル化による方法もできるよう年度中に自主規制を改正。

証券業協会は、事故連絡書等の提出において、本年度中に申請手続きをデジタル化。

通知・通達等の点検・見直しについて

《これまでの取組》

- 7項目のアナログ規制に該当する通知・通達等について、事務局において洗い出しを実施
- 各府省が追加した通知・通達等も含め、**合計約3000条項**（2022年10月27日時点）
※各府省との調整により増減の可能性あり

(参考)各項目ごとの内訳

目視	実地監査	定期検査・点検	常駐・専任	書面掲示	対面講習	往訪閲覧・縦覧	合計
約700条項	約100条項	約600条項	約400条項	約400条項	約500条項	約300条項	約3000条項

《今後の取組》

- 早期に見直しが可能な通知・通達等については、本年中に見直しを実施。
- その他の通達については、来春を目途に「現在Phase」、「見直し後Phase」等を確定させた上で、速やかに見直しを実施。
※ 通達の見直しに先立ち、技術検証やシステム整備等を行わなくてはならないもの等については、事務局との協議の上、「見直し完了時期」を確定。

行政サービスのデジタル完結に向けて

- 経済界要望には、医療・介護、社会保険、自動車、金融等の手続のデジタル化に関する要望が多く含まれるが、利便性向上のためには、オンライン申請やシステムの一部整備だけでなく、行政サービス全体のデジタル完結を目指すことが必要。
- 作業部会では、行政サービスのデジタル完結に向けた目指すべき姿を議論。今後、デジタル庁全体のプロジェクトと連携して、実装に向けた検討を進める。

デジタル庁が目指す姿の類型と生み出す価値の進化過程

どのPhaseまでをDigital Updateできるかで、もたらす価値（そして実現の難易度）が大きく異なる

xx Digital Updated
xx As-Is
xx (Out of Gov)

